

判決年月日	平成 2 4 年 6 月 2 7 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ）第 1 0 3 9 9 号		
○ 「ターザン」の片仮名を標準文字で表してなる商標につき、その商標登録が、「ターザン」のイメージやその顧客吸引力に便乗しようとする不正の意図に基づく剽窃行為であるとはいえないが、国際信義に反し、かつ、公正な取引秩序を乱すものとして、公序良俗を害するおそれのある商標（商標法 4 条 1 項 7 号）に該当するとされた事例			

（関連条文）商標法 4 条 1 項 7 号

1 事案の概要

本件は、商標登録無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。争点は、本件商標について公序良俗を害するおそれの有無（商標法 4 条 1 項 7 号），である。本件商標（登録第 5 3 3 8 5 6 8 号）は、「ターザン」の片仮名を標準文字で表してなり、指定商品を第 7 類：プラスチック加工機械器具，プラスチック成形機用自動取出口ロボット，チャック（機械部品）とし、出願日は平成 2 2 年 1 月 2 0 日，登録査定日は平成 2 2 年 7 月 6 日，登録日は平成 2 2 年 7 月 1 6 日である。被告は、本訴訟提起後の平成 2 4 年 2 月 1 3 日に登録を抹消するまで、本件商標権者であった。

2 裁判所の判断

(1) 「T a r z a n（ターザン）」の周知性に関する認定の誤りについて

「ターザン（T a r z a n）」は、米国の作家エドガー・ライス・バローズ（1 8 7 5 年〔明治 8 年〕～1 9 5 0 年〔昭和 2 5 年〕）により 1 9 1 2 年から出版された小説シリーズ「ターザン・シリーズ」（全 2 6 巻）に登場する主人公の名前であり、映画など「ターザン」が主人公として登場する多くの派生作品があるところ、1 9 3 0 年代のハリウッドによる映画化、特に水泳選手ワイズミュラーが主演した映画の人気により全世界的な知名度を有するに至ったこと、「ターザン」映画の全盛期は 1 9 3 0 年代であったが、1 9 6 2 年に版權の切れた原作小説がペーパーバックで出版されると爆発的な人気を呼び、ターザン人気の第 2 次ブームとなったことが認められる。

しかし、原作小説はバローズが亡くなった 1 9 5 0 年（昭和 2 5 年）までに著作ないし発表されたものであって、「ターザン」が世界的な知名度を獲得する原動力となったワイズミュラー主演の映画の公開は、日本では 1 9 5 0 年（昭和 2 5 年）までであり、その後の実写版映画は 1 9 7 0 年（昭和 4 5 年）までに公開が集中していることなどに照らすと、1 9 9 9 年（平成 1 1 年）にディズニー社によるアニメーション映画「ターザン」が日本においてヒットしたこと等を考慮しても、1 9 7 0 年代以降、日本における「ターザン」人気は次第に薄れていき、本件商標の登録査定時（平成 2 2 年 7 月 6 日）の時点において、「ターザン」の原作小説又はその派生作品やタイアップ商品等が広く人々の目に触れる機会は減少していたものと認められる。

我が国において本件商標登録査定時に「ターザン」の語から想起されるのは、世代による差もあると解されるものの、雄叫びを挙げながら藁を使ってジャングルを飛び回る男性（青年）の姿という漠然としたイメージであり、熱心な愛好者や研究者は別として、「ターザン」が、米国の作家であるバローズによる小説「ターザン・シリーズ」の題号又はその主人公であることや、英国貴族の

血をひきながらアフリカのジャングルで類人猿に育てられ、成長してジャングルの王者として君臨するようになった人物という具体的な人物像（特徴や個性）を想起させるものとしてまでは、一般的であったということができない。「T a r z a n（ターザン）」の周知性に関し、審決の認定判断に誤りがあるとはいえない。

(2) 本件商標が公序良俗に反しないとの判断の誤りについて

「ターザン」の語が一定の顧客吸引力を有していたことは認めることができるが、映画及びテレビ放送等の一般消費者と直接接する商品・役務との関係ではともかく、本件商標の指定商品のような一般消費者を対象としない商品の分野において、「ターザン」の語が経済的に一定程度評価する顧客吸引力を有しているとまでは認めがたい。加えて、本件商標登録の査定時（平成22年7月6日）、「ターザン」の語から想起されるイメージがかなり漠然としたものになっていたことは前記のとおりである。そうすると、被告が雄叫びを挙げながら鳶を使ってジャングルを飛び回る男性（青年）というターザンのイメージと被告が製作する樹脂成形品取出しロボットの動きを重ね合わせて、このようなロボットの商品名として使用することを想定して本件商標登録をしたのだとしても、そのことをもって、「ターザン」のイメージやその顧客吸引力に便乗しようとする不正の意図に基づく剽窃行為であるとまでいうことはできない。

しかしながら、日本では広く知られていないものの、独特の造語になる「ターザン」は、具体的な人物像を持つ架空の人物の名称として、小説ないし映画、ドラマで米国を中心に世界的に一貫して描写されていて、「ターザン」の語からは、日本語においても他の言語においても他の観念を想起するものとは認められないことからすると、我が国で「ターザン」の語のみから成る本件商標登録を維持することは、たとえその指定商品の関係で「ターザン」の語に顧客吸引力がないとしても、国際信義に反するものというべきである。

小説「ターザン」シリーズの日本における著作権は、2011年（平成23年）5月22日まで存続期間が残っていたところ、バローズから「ターザン・シリーズ」のすべての書籍に関する権利を譲り受けた原告は、「ターザン」の原作小説及びその派生作品の価値の保存・維持に努めるとともに、米国のみならず世界各国において「ターザン」に関する商標を登録して所有したり、ライセンス契約の締結・管理に関わることによって、その商業的な価値の維持管理にも努めてきた。このように一定の価値を有する標章やキャラクターを生み出した原作小説の著作権が存続し、かつその文化的・経済的価値の維持・管理に努力を払ってきた団体が存在する状況の中で、上記著作権管理団体等と関わりのない第三者が最先の商標出願を行った結果、特定の指定商品又は指定役務との関係で当該商標を独占的に利用できるようになり、上記著作権管理団体による利用を排除できる結果となることは、商標登録の更新が容易に認められており、その権利を半永久的に継続することも可能であることなども考慮すると、公正な取引秩序の維持の観点からみても相当とはいえない。被告は、「ターザン」の語の文化的・商業的価値の維持に何ら関わってきたものではないから、指定商品という限定された商品との関係においてではあっても「ターザン」の語の利用の独占を許すことは相当ではなく、本件商標登録は、公正な取引秩序を乱し、公序良俗を害する行為といえることができる。

3 審決の理由の要点

今日における我が国の需要者においては、「T a r z a n（ターザン）」がジャングルの王者という漠然としたイメージのものとして一定程度認識されているとはいっても、それが米国の作家であるバローズの著作物の題号ないしはその登場人物の名称として、あるいは原告が管理する標章として、本件商標の登録査定時において広く認識されていたものとまでは認めることができない。

また、「T a r z a n（ターザン）」の語（文字）がバローズの著作物の題号ないしはその登場人物の名称であって、請求人が管理する標章であることを超えて、米国あるいは米国の公的機関等がその名称の管理等に密接不可分に係わってきたというような事情も認められない。本件商標権者（被告）と本来商標登録を受けるべきと主張する者（原告）との間の商標権の帰属等をめぐる問題は、あくまでも、当事者同士の私的な問題として解決すべきであるから、そのような場合にまで公の秩序や善良な風俗を害するおそれについて特段の事情がある例外的な場合と解するのは妥当ではない。本件商標が米国若しくは米国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反するものとは認められないばかりでなく、本件商標の登録出願の経緯に社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないということもできず、本件商標は、商標法4条1項7号に該当しない。